

（午後2時35分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日午前中の5番 板橋議員の一般質問における発言内容に関し、板橋議員より発言の申出がありますので、これを許します。

5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）私の一つ目の質問の発言の中で、総合政策部局の中に危機管理室があるかのような表現をいたしました。正しくは、総合政策部局と危機管理室は機構上独立した部局であるとの認識は持っており、誤った表現になってしまっておりましたので、訂正いたします。

○議長（小林 弘君）ご了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、7番 石橋君。

〔7番（石橋英和君）登壇〕

○7番（石橋英和君）老人の主張の時間でございます。今回は貧困問題、特に子どもの貧困について質問したいと思っております。

家庭の貧困問題、子育ての問題は本市が力を入れている分野でありますので、満足のいく答弁が期待できると思っております。

戦後の復興期から経済成長期を経て現在に至るまで、我が国の政権及びその政権を支えてきた有権者の基本的な考え方は、国力とは一にも二にも経済力であるというものであったと考えます。

さきの敗戦で全世界から日本帝国主義の軍事力を封じ込められた我が国は、軍事大国から経済大国へとかじを切って、国の活路を求めました。日本は世界経済戦争に打って出て、

華々しい戦火を勝ち取っていき、やがて、一流国であることを世界に認めさせたように思われました。一流国の証とも言えるオリンピック開催は既に2回を数え、自慢の新幹線事業はリニア計画が世界に先駆けて動き始め、将来の有望な輸出品目として注目を集めています。

ところが、そんな世界中が羨むような一流国日本に、貧困で苦しむ大勢の子どもがいることを、どれだけの人が知っているのでしょうか。国力イコール経済力だと信じて突っ走ってきた日本の戦後政治は間違っていなかったのでしょうか。

例えば、経済力で比べれば日本より劣る北欧諸国では貧困家庭に対する公的支援は我が国よりはるかに手厚く、まして子どもの貧困などは国の恥だと言わんばかりの力の入れようであります。確かに軍事力も経済力も国力の一つではありますが、福祉、教育、環境、文化を含めた総合力を国力と認識しなければなりません。戦前の日本は軍事力一辺倒、戦後の日本は経済力一辺倒で一流国をめざしてはきましたが、日本はまだ途上国なのかもしれません。

我が国の資本主義経済理論が言い続けてきたのは、例えば、国家プロジェクトとしてのリニア新幹線事業の遂行が莫大な経済効果を生み出し、それにより国が豊かになり、国民も豊かになり、ひいてはこの国から貧困がなくなるという議論であります。一方、北欧諸国はそんな大規模な国土開発にはあまり興味はなく、目の前の貧困家庭を確実に救おうとします。

どちらが豊かで、どちらが貧しいのか、どちらが先進国で、どちらが途上国なのか、難

しい判断であります。しかし、コロナ禍で貧困家庭の収入が激減している中、オリンピック開催の経済効果が彼らを貧困から救ったとは到底考えられません。この先、長いであろうアフターコロナの果てまで貧困家庭の苦しみが続くとしたら、彼らは日本ではなく北欧の国に生まれたかったと思うかもしれません。

最近のアメリカはかつてのように世界のために金を使わず、自国のために金を使うと言い始めました。借金大国の日本がコロナ対策でまた借金を増やしています。今後の国の金の使い方も変えていかなければならないと思います。北欧諸国の考え方から学ぶところはたくさんあると思います。

さて、近年、子どもの貧困の原因として挙げられているものに、増え続ける離婚があります。JILPT、独立行政法人労働政策研究・研修機構の発表の一部を引用します。

母子家庭の50%以上が貧困状態にあり、直近30年間で母子家庭は1.5倍に増加している。そのうち80%の母親が就業しているが、非正規雇用であるため、平均就労年収は133万円ではない。また、二親世帯の母親の18.4%に抑うつ傾向があるが、母子家庭の母親は32.2%にも上る。

今が戦時下で、父親の戦死が母子家庭を増やし続けているはずもなく、もちろん、母子家庭増加の原因は離婚であります。このJILPTの発表を見れば、幼い子どもを抱えての離婚は後に極めて苛酷な状況に追い込まれることを覚悟しなければなりません。ついつい離婚なんかするなと言いたくなってしまいます。

離婚を思いとどまって、将来幸せになるケースは確実にあると思います。あくまで私の個人的な思いですけど、子どものこと、生活のことをあまり深く考えずに、一時的な感情の高ぶりで離婚しているケースが多くあるよ

うに思えてなりません。決断の前に一度立ち止まって、冷静に考える時間を持ってほしいと思います。

逆にまた、どうしても離婚しか選択肢がない場合もあると思います。この場合、周囲の人たちは、昔のように世間体がどうだとか言って離婚に反対すべきではありません。あくまで離婚は当人の自由であります。

しかし、結婚を離婚も人生の重大な決断であります。共に後で後悔することのないよう、より慎重であってほしいと思いますし、決めた以上は、つらいことがあってもくじけずに生きていってほしいと思います。

多くの場合、離婚は、夫婦、子どもともに、苦しみ、傷つき、時には恨み合うことにもなります。この苦しんでいる人たちに対し、本人同士が決めることだからといって突き放すのではなく、何らかの形で助けの手を差し伸べることはできないでしょうか。

離婚するにしても、しないにしても、彼らが後に後悔することのないよう、役立つ情報を提供し、判断の手助けをできないものでしょうか。そして、離婚後のひとり親家庭に北欧諸国並みの手厚い支援をして、大切な子どもの人生を守ってほしいと思います。

質問1、橋本市において、子どもを貧困から守るための施策を尋ねます。また、コロナ下、特別の子ども貧困施策はありますか。

2、増加傾向にある離婚が子どもの貧困の原因の一つに挙げられています。離婚に際し、彼らが後にできるだけ後悔することのないように、何か手助けができませんか。

以上、壇上の質問といたします。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君の質問、子どもを護れる社会の構築に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）子どもを護れる社会の構築についてお答えします。

まず、一点目の、家庭の貧困から子どもたちを護るために本市はどんな施策を講じているかについてですが、和歌山県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業や失業等により生活資金に困っている方に対し、生活福祉資金の特例貸付けを行っています。また、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯や再貸付けについて不承認とされた世帯に対し、福祉課において新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しています。

こども課では、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金やひとり親世帯臨時給付金を支給しました。

子育て世代包括支援センターでは、新生児子育て応援給付金を支給しました。

また、教育委員会では、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒の保護者に、一定の基準の下、就学援助制度を実施しています。学校給食費については、就学援助者に係る準要保護者の特例として、給食費の負担を要しない扱いとしています。

次に、二点目の、離婚すべきか悩んでいる人に、その判断の助けとなる情報提供（就職状況、必要生活費、生活保護費、子育て支援等）を行い、後に後悔のないように支援することについてですが、離婚相談については人権擁護委員による特設人権相談、法律相談がありますが、こども課、子育て世代包括支援センターに相談があるケースもあり、そのときはそのケースに合ったアドバイスを行っています。

離婚後の子育て支援関係については、こども課と子育て世代包括支援センターが窓口となり、就労支援、児童扶養手当等の紹介を行っています。また、DVが関係する場合は児

童相談所につながっています。離婚後、一時的に生活保護を受ける必要がある場合は福祉課で対応しています。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君、再質問ありますか。

7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）どうもありがとうございます。

本市が平成29年に子どものいる家庭に向けて実態調査を行った結果、相対的貧困率は14.4%で全国平均より少し高かったということでありまして、その後に新型コロナの時期が来て、さらに貧困率は上がっているのではないかと想像します。また、アフターコロナの時期も貧困率の高さはしばらく尾を引くだろうと思われれます。

先ほどの答弁で、国・県・市それぞれの制度をフル活用して、コロナの時期の貧困家庭を護る方針を聞かせていただきました。特に、本市の福祉部門、教育部門一丸となつてのコロナに負けない体制、制度づくりは大変頼もしく思います。どうかそれらが絵に描いた餅にならないよう頑張ってください、いい結果に結びつけていただければと思います。

平成29年にこういった調査をやっていただいているということですが、今後この調査は行う予定とかはありますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）本年4月に健康福祉部内に家庭教育支援室が設置されました。ここは本当に子どもたちに貧困のそういう問題があるということで、子ども食堂の開設などについてですとか、それから、家庭教育支援チーム「ヘスティア」が常駐されておりまして、そういう方々の、民間の力を借りて運営していこうとしている室でございます。

今回、平成29年からは4年ほどが経過して

おりますので、また必要に応じて、やはり貧困の調査というのをしていくべきかと考えますが、今すぐに調査をするというわけではなく、また今後、必要に応じて考えていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）いずれかの時期にまた調査を行ってほしいと思います。今、コロナのさなかですので、ある程度収まった時期に、やるんだったらやったほうがいいのかとも思います。よろしく願いいたします。

次に、離婚の貧困の問題に移りたいと思います。

私、今持っておりますパンフレット、小冊子なんですけども、これは子育て世代包括支援センターで頂いたものなんです。これ法務省版でありまして、『子どもの健やかな成長のために～離婚後の「養育費の支払い」と「面会交流」の実現に向けて～』というタイトルがついておりまして、離婚した後の手続きその他注意事項に関して、非常に分かりやすく答えていただいております。

この小冊子、結構、欲しい、くださいと言って持っていかれる方はありますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）離婚を考えておられるご夫婦のどちらかが、こども課や、それから子育て世代包括支援センターのほうにお越しいただいて様々な相談をされる場合があるんですけども、その相談の中でこちらからご案内する一つとして、この冊子をお渡ししているところであります。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）先ほどの質問の中でも申しましたが、離婚というのは本人同士がするしないを決めるものであって、他人がどちらかへ誘導するようなものではありません。まして、行政が離婚するのはやめなさいとか

離婚しなさいとか、そういうことを行政は言う機関ではないわけでありまして、市の窓口で離婚届を受け取る、婚姻届もそうですけども、それが仕事で、それはもう全てその決定を本人たちでしてしまった後に市がそれを受け取るという流れではあるんですけども、先ほども申しましたように、離婚するしないは、恐らく本人たちは随分と苦しみ、傷つき、子どもがいる場合は本当にその決断は大変だったであろうと想像するんですけども、そのときにいろんな情報があれば、判断、決断するのに非常に本人たちにとってはありがたいんじゃないかなという気がしますので、この冊子であるとか、できるだけそういうとき親切にいろんなことを教えてあげてやっていただきたいと思います。

質問なんですけども、例えば昨年度、市が受け取った婚姻届は何件でしたか。また、受け取った離婚届は何件ありましたか。お願いします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）橋本市において把握している件数につきましては、戸籍法に基づきます離婚届の受付件数となっております。戸籍の届出につきましては本籍地、それと住所地等の市町村に出すことができます。したがって、次に申し上げる件数につきましては、橋本市で受け付けた離婚届の件数、それと橋本市に本籍を置く夫婦が他市町村に提出した離婚届の件数の合計ということで、令和2年度の離婚届の件数につきましては168件、それと、そのうち窓口で受け付けた件数は99件となっております。

それと同じく、婚姻届につきましては、令和2年度における婚姻届の受付件数は592件、うち市窓口で受け付けた件数は176件となっております。

それと、先ほど「子どもの健やかな成長の

ために」というリーフレットのお話がありましたけれども、それにつきましては、市民課のほうに離婚届を取りに来られた場合にこのリーフレットをお渡しして、内容についてご説明も加えているところでございます。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）婚姻届も離婚届も、橋本市民であっても橋本市の窓口以外の市町村どこでも出せるわけでありまして、また、他府県、他市在住の人が橋本市の窓口へ提出に来ることもできるわけですので、今いただいた数字がそういったことも含んでいるというふうに認識した上でこの数字を見る必要があると思うんですが、168件の離婚届が窓口が届いているということで、多いなという気は確かにあります。

だから、現実に、離婚した家庭が片親で子どもを育てる家庭が年間かなり増えていっているという現状が橋本市内にあるんだという認識はしっかりと持っていないと駄目だと思います。

ほとんどの場合、親が決めた離婚で、片親の元で育てられることになった子どもを支援するための養育費の支払いと面会交流の実施であります。離婚時にそれらを決めているケースと、それらを決めずに離婚しているケース、どのぐらいの割合かは分かりますでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）市民課のほうでそういったデータは持っておりません。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）これ、市のどこの部署も担当すべき事務ではないと思います。だから、そういうことは分からないというのは当然かとは思いつつ、しかし、先ほどおっしゃった、いろんな課がそういうふうな人たちと接点があるんだとおっしゃった中で、正確な

数字とかそういうんじゃないしに、感じとして、ふだんそういう人と接している中で受け取る感じとして、養育費の支払いはこうして、面会はこうしてという取決めをしておいたほうがいいですよという、この法務省の資料に書かれているんですけど、それで、ましてそれは公正証書にしておくのがいいですよというふうに書かれているんですけども、そういうのを全く決めずに口約束だけだったとか、きっちり決めているんだなというふうに、感じとしてどっちが多いのか、その辺は分かりませんか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）申し訳ございません。分かりかねますので、お答えできません。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）申し訳ない。答えられない質問ですわね、これ。ちょっと無理かと思えますけども。

では、例えば、養育費はこれだけ払いますよという約束の上に離婚して、その取決めが誠実に履行されているケースの人と面会したことがあるか、その逆で、決めてはおったんだけど、もう全くやってくれていないんだと、そういうふうなケースの人と面会をした、その辺はこれも担当課の事務ではないので調べる必要もないかと思いますが、決めたのに全く履行されてないというようなケースに出くわしたことがあったかどうか、その辺は分かりませんか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほど少しお答えさせていただきましたけれども、離婚届を求めて窓口に来られた方で18歳未満の子どもがいる方には、先ほど議員が説明されたリーフレットの「子どもの健やかな成長のために」をお渡ししております。その中で、離婚後の子どもの養育に関して話し合いすべきことを書

いてありますので、その内容については市民課のほうで説明をさせていただいております。

それと、法律相談のほうでも離婚の相談を受け付けておりますので、そういった中でもそういった養育費の説明があるかと思えます。

ただ、どれだけ養育費を受け取っているかいないかということにつきましては、私どもは把握しておりません。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）そうしたら、決めておいたんだけど、それを履行してもらっていないという場合、それを何とかやってもらえるように訴える、お願いするとしたら、どこの窓口を訪れば、その相談に乗っていただけるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）離婚の種類には協議離婚と、それから調停など裁判による離婚があると思うんですけども、やはり、子どもの親権であったりとか、それからこういう養育費のこと、それから面会交流のことと、この辺が一番、ご夫婦の間で協議離婚に至るまでにかなり課題となるところだと思います。

そのために、こういうパンフレットで法務省のほうから、養育費のこととそれから面会交流のこと等についてご案内をされているかと思うんですけども、やはり、協議離婚というのはお互いにお話をされて離婚されるので、口約束的なところが多いと思います。

その際に、養育費のことについて、もし法的な効果を求めるのであれば公正証書によって取決めをする、もしくは、養育費の部分について調停の裁判をすると、そういうことになれば、また法的な効果がその後、手続きに進めるかと思えますので、そういう方法も子ども課なりの窓口でさせていただいております。

す。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君。

○7番（石橋英和君）最終的には裁判所のほうでその申立てをするんだということで、やっぱり口約束だけで裁判に持ち込んでもなかなか難しかったりするのでしょうか。公正証書という形を取るのがよりいいのかなとは思いますが、その辺の指導も、ここに書いてあるから、必ず離婚届を提出に来られた方にはお渡ししているということで、それぞれがいい方向に進めばいいと思います。

できるだけ親切に、先ほど上がったいろんな部署で、離婚に悩んでいるんだなと感じる人と会うことは結構日常あると思います。そのときに、できるだけ親切に、いろんな情報を提供して手助けをしてあげていただきたいなと思います。

先ほど例として挙げた北欧諸国でも多くの夫婦が離婚しております。ただ、離婚後の子育て支援は日本よりはるかに充実しております。出生率も我が国を上回り、少子化問題を克服しております。単純に言えば、離婚せずにそのまま夫婦でいたら、あと何人か子どもを産んで育てる流れであります。離婚したらそこで確かに子どもはできなくなるわけがあります。

ただ、少子化問題を解決するためだけに離婚問題というのは、それはもうちょっと、その議論はそれだけで解決できる問題ではないとは思いますが、そのうちの一つではあるとは思いますが。

子どもを護ることはその国の将来を護ることでもあります。これからも子どもたちを護ってくれることをお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林 弘君）7番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩いたします。

(午後 3 時12分 休憩)